

最高裁秘書第448号

令和4年2月25日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

2月1日付け（同月3日受付、第030940号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

裁判所時報（令和4年2月1日号）（片面で9枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

第1783号
令和4年2月1日号

裁判所時報

発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

(目次)

◎裁判例	1
●不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金は、民法405条の適用又は類推適用により元本に組み入れることはできない (最高裁判所令和2年(受)第1518号・令和4年1月18日 第三小法廷判決、棄却)	
◎記事	3
●叙位・叙勲(11月分、死亡者のみ) ●人事異動(令和3年12月24日～令和4年1月18日)	
◎最高裁判所規則・告示・政令	5
●民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則について ●民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則施行細則の告示等について ●道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	
◎裁判所だより	8
●「堺商人のいた街～堺～」(大阪地方・家庭裁判所堺支部、堺簡易裁判所)	



裁判例

民事

◎ 不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金は、民法405条の適用又は類推適用により元本に組み入れることはできない

件名 損害賠償請求事件

最高裁判所令和2年(受)第1518号

令和4年1月18日 第三小法廷判決、棄却

上告人 X

被上告人 Y₁ ほか1名

原審 東京高等裁判所

主文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理由

上告代理人古田茂、同坂田真吾、同志賀厚介の上告受理申立て理由第4について

1 本件は、被上告人Y₁（以下「被上告人会社」という。）の株主であった上告人が、被上告人会社の違法な新株発行等により自己の保有する株式の価値が低下して損害を被ったとして、被上告人会社の代表取締役である被上告人Y₂に対しては民法709条等に基づき、被上告人会社に対しては会社法350条等に基づき、損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人会社は、平成25年3月、その代表取締役である被上告人Y₂に募集株式を割り当ててこれを発行した（以下「本件新株発行」という。）。本件新株発行は、被上告人Y₂が主導して、専ら上告人を被上告人会社から排除する目的で行われたものであり、上告人が保有していた被上告人会社の株式の価値を著しく毀損するものであった。

(2) 上告人は、平成27年3月、本件新株発行が違法であるとして、被上告人らに対し、不法行為に基づき、損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の連帯支払を求めて本件訴訟を提起し、その訴状は、同年4月、被上告人らにそれぞれ送達された。

(3) 上告人は、平成27年6月25日、被上告人らに対し、民法405条に基づき、上記の損害賠償債務

について同日までに発生した遅延損害金を元本に組み入れる旨の意思表示をした。

3 原審は、本件新株発行について不法行為が成立するとして、上告人の請求のうち被上告人Y₂に対する民法709条に基づく損害賠償請求及び被上告人会社に対する会社法350条に基づく損害賠償請求をそれぞれ一部認容したが、その際、不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金について民法405条は適用又は類推適用されず、上記2(3)の遅延損害金を元本に組み入れることはできない旨の判断をした。

4 所論は、不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金に民法405条が適用又は類推適用されないとすれば、損害賠償をしない怠慢な債務者を保護することになるなどとして、原審の上記判断には法令の解釈適用の誤り及び判例違反がある旨をいうものである。

5 民法405条は、いわゆる重利の特約がされていない場合においても、一定の要件の下に、債権者の一方的な意思表示により利息を元本に組み入れができるものとしている。これは、債務者において著しく利息の支払を延滞しているにもかかわらず、その延滞利息に対して利息を付すことができないとすれば、債権者は、利息を使用することができないため少なからぬ損害を受けることになることから、利息の支払の延滞に対して特に債権者の保護を図る趣旨に出たものと解される。そして、遅延損害金であっても、貸金債務の履行遅滞により生ずるものについては、その性質等に照らし、上記の趣旨が当てはまるということができる（大審院昭和16年（オ）第653号同17年2月4日判決・民集21巻107頁参照）。

これに対し、不法行為に基づく損害賠償債務は、貸金債務とは異なり、債務者にとって履行すべき債務の額が定かではないことが少なくないから、債務者がその履行遅滞により生ずる遅延損害金を支払わなかつたからといって、一概に債務者を責めることはできない。また、不法行為に基づく損害賠償債務については、何らの催告を要することなく不法行為の時から遅延損害金が発生すると解されており（最高裁昭和34年（オ）第117号同37年9月4日第三小法廷判決・民集16巻9号1834頁参照），上記遅延損害金の元本への組入れを認めてまで債権者の保護を図る必要性も乏しい。そうすると、不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金については、民法405条の上記趣旨は妥当しないというべきである。

したがって、不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金は、民法405条の適用又は類推適用により元本に組み入れることはできないと解するのが相当である。

6 以上と同旨の原審の判断は、正当として是認す

ることができる。所論引用の上記大審院判例は、事案を異にし、本件に適切でない。論旨は採用することができない。

なお、上告人のその余の上告については、上告受理申立て理由が上告受理の決定において排除された。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 林 道晴 裁判官 戸倉三郎
裁判官 宇賀克也 裁判官 長嶺安政 裁判官
渡邊恵理子)

記事

◎叙位・叙勲 (11月分、死亡者のみ)

正五位

元札幌簡易裁判所判事 手代木孝夫
(11月10日)

従五位

元日本弁護士連合会常務理事 廣兼文夫
(11月14日)

正五位・瑞宝双光章

元宮崎簡易裁判所主任書記官 安富 元
(11月15日)

従五位・瑞宝双光章

元水戸地方裁判所土浦支部庶務課長兼
主任書記官 栗田 勤
(11月22日)

正五位・瑞宝小綬章

立川簡易裁判所判事 浦崎 浩
(11月28日)

◎人事異動

定年退官

東京簡易裁判所判事 丸尾弘之
(12月24日)

前橋家庭裁判所長

横浜地方・家庭裁判所相模原支部長 八木貴美子
横浜地方・家庭裁判所相模原支部長

東京高等裁判所判事 内田博久

依願退官

東京地方裁判所判事 早坂あさか
前橋家庭裁判所長 多和田隆史

福井家庭・地方裁判所判事補 日巻功一朗

定年退官

広島高等裁判所岡山支部長 塩田直也
(以上12月31日)

広島高等裁判所岡山支部長

広島高等裁判所岡山支部判事 片山隆夫
(1月1日)

定年退官

静岡家庭裁判所長 比佐和枝
(1月2日)

静岡家庭裁判所長

横浜地方裁判所判事 家令和典
横浜地方裁判所判事

東京高等裁判所判事 吉井隆平

定年退官

熱海簡易裁判所判事 島村之夫
(以上1月3日)

東京高等裁判所判事

東京高等裁判所事務局長 石井伸興
東京高等裁判所事務局長

東京地方裁判所判事 和波宏典

熱海簡易裁判所判事

東京簡易裁判所判事 村田正臣
定年退官

東京簡易裁判所判事 松下明夫
(以上1月4日)

川越簡易裁判所判事 園原敏彦

東京簡易裁判所判事 羽生康博
(以上1月5日)

福岡地方・家庭裁判所判事

東京高等裁判所判事 上田洋幸
(1月11日)

定年退官

札幌簡易裁判所判事

高橋潤一

(1月13日)

名古屋地方・家庭裁判所一宮支部長

名古屋高等裁判所判事

池田信彦

依願退官

名古屋地方・家庭裁判所一宮支部長

坪井宣幸

(以上1月14日)

任期終了退官

東京家庭裁判所判事補

池上絵美

(1月15日)

定年退官

大阪地方裁判所長

中本敏嗣

(1月16日)

大阪地方裁判所長

大阪高等裁判所判事

宮崎英一

大阪高等裁判所判事

徳島地方・家庭裁判所長

齋藤正人

徳島地方・家庭裁判所長

大阪高等裁判所判事

川畠正文

東京地方裁判所判事

東京高等裁判所判事

篠田賢治

定年退官

さいたま地方裁判所長

野山 宏

(以上1月17日)

さいたま地方裁判所長

金沢地方・家庭裁判所長

吉村真幸

金沢地方・家庭裁判所長

高松高等裁判所判事

片田信宏

高松高等裁判所判事

東京地方・家庭裁判所立川支部判事

濱口 浩

東京地方・家庭裁判所立川支部判事

東京高等裁判所判事

佐藤重憲

(以上1月18日)

最高裁判所規則

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則について

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則について

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則（令和四年最高裁判所規則第一号）が、令和四年一月十四日に公布されました。

この規則は、民事訴訟法第百三十二条の十の規定の委任に基づき、電子情報処理組織を用いてする申立て等の要件、方式等を定めるとともに、電子情報処理組織を用いた文書の写しの提出、書類の送付の特則その他の必要な事項を定めるものです。なお、この規則は、令和四年四月一日から施行されます。

◎民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則
(令和四年一月一四日公布 最高裁判所規則第一号)

電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立て等の方式等に関する規則（平成十五年最高裁判所規則第二十一号）の全部を改正する。
(電子情報処理組織を用いてすることができる申立て等)
第一条 民事訴訟法（平成八年法律第百九号。以下「法」という。）第百三十二条の十第一項の規定により電子情報処理組織を用いてすることができる申立て等

る申立て等のうち、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第三条第一項の規定により書面等（法第百三十二条の十第一項に規定する書面等をいう。以下同じ。）をファクシミリを利用して送信することにより裁判所に提出することができるものについては、次条第一項及び第二項に規定する方法により、電子情報処理組織を用いてすることができる。ただし、当事者双方に委任を受けた訴訟代理人（法第五十四条第一項ただし書の許可を得て訴訟代理人となつたものを除く。）があり、かつ、当事者双方において電子情報処理組織を用いて申立て等をする希望建立等を希望する事件その他裁判所が相当と認める事件における申立て等に限る。

2 法第百三十二条の十第一項の規定により電子情報処理組織を用いて民事訴訟に関する手続における申立て等を取り扱う裁判所が定められたときは、最高裁判所長官は、これを官報で告示しなければならない。

（電子申立て等の方式等）

第二条 前条第一項の規定により電子情報処理組織を用いてする申立て等（以下「電子申立て等」という。）は、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該電子申立て等をする者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電子情報処理組織を用いてしようとする申立て等に関する法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項ととされている事項を入力する方法により行わなければならない。

2 電子申立て等は、最高裁判所の細則で定めるところにより付与された識別符号及び最高裁判所の細則で定める方法により設定された暗証符号を前項の電子計算機から入力する方法により行わなければならない。

3 前条第一項の規定により電子情報処理組織を用いてすることができる申立て等のうち、当該申立て等に関する民事訴訟規則の規定に提出すべき書面等の通数が規定されているものについて電子申立て等がされたときは、当該規定に規定する通数の書面等が提出されたものとみなす。

4 裁判所は、必要があると認めるとときは、電子申立て等をした者に対し、当該電子申立て等に使用した書面を提出させることができる。
(氏名又は名称を明らかにする措置)

第三条 法第百三十二条の十第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前条第二項の識別符号及び暗証符号を電子申立て等をする者の使用に係る電子計算機から入力することとする。

（電子情報処理組織による文書の写しの提出）

第四条 第一条第一項ただし書に規定する事件における民事訴訟規則第百三十七条第一項（同規則第一百四十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による文書の写しの提出は、同項の規定にかかわらず、電子情報処理組織を用いてすることができる。

(書類の送付の特則)
第五条 第一条第一項ただし書に規定する事件における直送（当事者の相手方に對する直接の送付をいう。）は、民事訴訟規則第四十七条第一項に規定する方法によるほか、当事者が第二条第一項及び第二項（これらの規定を前条第二項において準用する場合を含む。）に規定する方法により送付すべき書類に係る情報を入力し、これを裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（記録された情報の内容を相手方が閲覧又は複製することができるものに限る。）に記録する方法によりすることができる。

(適用除外)

第六条 民事訴訟に関する法令の規定が適用され、若しくは準用され、又は民事訴訟の例によることとされている裁判所における民事事件、行政事件その他の事件に関する手続のうち、法又は民事訴訟規則の適用を受ける民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続以外のものについては、この規則の規定は、適用しない。

(細則の官報告示)

第七条 最高裁判所長官は、第二条第一項及び第二項の細則を官報で告示しなければならない。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

告示
《民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則施行細則の告示等について》

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則施行細則が最高裁判所によつて定められ、令和四年一月十四日付けの官報で、令和四年最高裁判所告示第一号として、告示されました。

この細則は、民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則（令和四年最高裁判所規則第一号）の規定に基づき、電子情報処理組織を用いてする申立てその他の申述等の入力方法や識別符号の付与の方法等について定めたものです。

なお、この細則は、令和四年四月一日から施行されます。

り次のように定められたので、同規則第七条の規定に基づき告示する。
令和四年一月十四日

最高裁判所長官 大谷 直人

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則施行細則

（規則第二条第一項に規定する事項を入力する方法）

第一条 民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則（令和四年最高裁判所規則第一号。以下「規則」という。）第二条第一項（規則第四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項（同項において準用する場合を含む。）に規定する事項（同項において準用する場合にあつては、当該文書をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録）を入力する方法は、次に掲げる要件のいずれにも該当する電磁的記録を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法とする。

- 一 ファイル形式がPDF形式であること。
- 二 出力した場合における用紙の大きさを日本産業規格A4とすること。

（識別符号の付与の方法等）

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則（令和四年最高裁判所規則第一号）第二条第一項及び第二項（これらの規定を同規則第四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に關する規則施行細則が最高裁判所によつて定められたもの）に接続する方法

（識別符号の付与の方法等）

について通知を受けた後、その者の使用に係る電子計算機から、次の各号に掲げる事項を当該情報システムに登録することにより、付与されるものとする。

一 氏名

二 住所

三 電話番号

四 電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）

五 生年月日

2 規則第二条第二項の最高裁判所の細則で定める方法は、電子申立て等をしようとする者が、前項の電子計算機から、他人から容易に推測されない符号を同項の情報システムに登録する方法とする。

3 識別符号を付与されている者は、第一項の規定により登録した事項に変更があつたとき又は識別符号の使用を廃止するときは、遅滞なく、同項の電子計算機から同項の情報システムにその旨を登録しなければならない。

附 則

この細則は、令和四年四月一日から施行する。

政

令

◎道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

（令和四年一月六日公布 政令第一五号）

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年五月十三日とする。

◎裁判所だより

「堺商人のいた街～堺～」

(大阪地方・家庭裁判所堺支部、堺簡易裁判所)

堺市は、中世の頃、堺商人の活躍によって西日本の海運貿易の拠点となり、当時では世界でも珍しい環濠都市、「自由・自治都市」として栄えました。また、この時代、刃物、線香、和ざらし、浴衣、敷物、昆布、和菓子等といった堺市由来の伝統産業が職人や商人によって全国に広められました。これら文化・技術の発祥地となつたことを堺の人々は誇りに感じており、堺音頭にも「“物のはじまりやなんでも堺、三味も小唄もみな堺”」という歌詞が盛り込まれています。戦後には、臨海コンビナートと泉北ニュータウンが造成され、現在は人口約83万人を有する政令指定都市になり、南大阪の中核的都市として関西の文化・経済を牽引する街として発展を続けています。

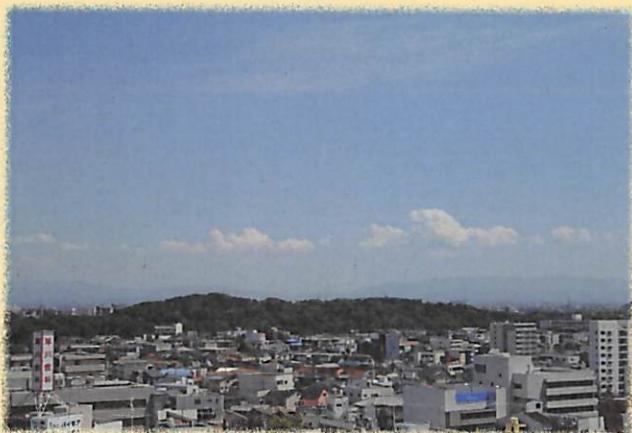
古い時代に遡ると、堺には100基を越える古墳が造られました。都市化が進むにつれ、その一部は消失したものの、4世紀後半から6世紀前半に造られた44基が現存しており、これらを称して「百舌鳥古墳群」と言われています。その中には、世界最大級の墳墓である大仙古墳（伝仁徳天皇陵）をはじめとする前方後円墳などが含まれており、近年、これらの古墳が「百舌鳥・古市古墳群」として世界遺産に決定されたことは記憶に新しく、多くの観光客が訪れる人気スポットの一つとなり、また、百舌鳥古墳群を上空から眺める遊覧飛行の検討も行われるなど、観光の街としても発展が期待されているところです。



(写真是、大阪地方・家庭裁判所堺支部、堺簡易裁判所庁舎)

このように歴史の深い堺市ですが、大阪地方・家庭裁判所堺支部庁舎は、現在も発展を続ける堺市の東玄関口といわれる南海高野線堺東駅近くに位置しており、大仙古墳からは、約1.2キロメートル、歩いて15分くらいのところにあります。地上8階建ての庁舎屋上から、南東方向を見渡しますと、こんもりと森が広がっていることが確認できますが、残念ながら、全長約486メートルの古墳の全容を見ることは叶わない望みです。

平成21年1月に現庁舎が完成し、その後も、屋上には太陽光パネルを設置するなど、近年の社会情勢に応じた庁舎改修を行っています。令和元年9月には家庭裁判所後見係を独立した執務室に移設し、後見センターと呼称を変更して立ち上げました。当支部は「国民の利用、参加しやすい裁判所」をモットーに人にも環境にも優しい地域に根ざした司法サービスの提供を心掛けています。



(写真是、庁舎屋上から望む大仙古墳（伝仁徳天皇陵）)